

平成29年

議会改革特別委員会会議録

加 須 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 1 1 回 6 月 1 日（木曜日）

平成29年議会改革特別委員会 第11回

平成29年6月1日（木曜日）午後1時00分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（9名）

1番	野中芳子君	2番	竹内政雄君
3番	新井好一君	4番	柿沼秀雄君
5番	小勝裕真君	6番	小坂徳蔵君
7番	佐伯由恵君	8番	大内清心君
9番	森本寿子君		
(議長	福島正夫君)		

欠席委員（1名）

10番 酒巻ふみ君

委員外議員

1番 金子正則君
6番 池田年美君
21番 及川和子君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 江原千裕
主幹（議事・三宅昌之
調査担当）

議事課長 戸田実
主査（議事・酒巻俊郎
調査担当）

開会 午後 1時00分

◎委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さんこんにちは。今日は第11回の議会改革特別委員会にご参集いただきまして、本当に、ご苦労さまでございます。本日も議会改革基本条例の要綱案、並びに個別協議事項についてご協議をいただくことにしております。だいぶ資料も多くなってまいりましたが、また、それぞれ説明を事務局の方から、申し上げる予定になっております。この間、委員各位のご協力によりまして議会改革基本条例の要綱案、だいぶ内容が充実してまいりました。ちょうど加須市議会として議会改革に取り組むということで、昨年の3月以来1年と2ヶ月、経過をしたわけですが、相当進んできた、そのように思っております。今、全国で地方議会の改革について取り組んでおるわけですが、この地方議会の改革を研究している大学の教授並びに専門家の間から、今、全国に地方議会が1700余りあるわけでありますが、大きく言って3つの流れがあると、そのように指摘をしております。その3つの流れとは何かといいますと、1つは、議会改革を引き続いて取り組んでいる先進的な事例があるわけですが、それが1つ大きな流れです。2つ目の流れとしては、議会基本条例は制定したわけでありますが、その後、休眠状態になっておるといのが2つ目の流れだそうです。3つ目の流れは、議会改革にあまり関心がないと、大きな3つの流れがあるというように、研究者の間では指摘をされております。加須市議会では要綱案、相当内容が充実してまいりました。また、個別協議事項として、議会モニター制度あるいは、加須市議会版BCPこれは業務継続計画であります、これも検討していこうということで、途についたばかりではありますが進めております。それでは、全国的にはどうなのかといいますと、たとえば、議会のモニター制度に関しましては、これは前回、戸田市議会の事例を申し上げましたけれども、埼玉県内40市の中では戸田市議会だけ、こういう状況であります。あとで説明いたしますけれども、全国に813、今、市議会があるわけでありますが、その中でも、そんなに多くはないという状況です。さらには災害が発生した場合に、市議会が住民の団体の意思を最終的に決定する議会として、その役割を果たすという市議会版BCPの関係であります、これは1700余り全国で議会があるわけですが、実際に、これを策定しているというのは、わずか数市程度と、そういう話を伺っております。ですから、この1年をかけて議会モニター制度、あるいは市議会版BCPに関しては、普通のこととして我々、協議しているわけでありますが、実はそういう、今、加須市議会としては最先端、そういう議会改

革の中身で協議をしているということが言えるかと思えます。お互いに委員ともども、その認識を共有いたしまして、本委員会に託されたミッションを成し遂げるために、引き続き皆さん方のご協力をお願いする次第であります。今日も委員各位のご協力をお願いいたしまして、あいさついたします。どうぞよろしく願いいたします。それでは、今日、大変、ご多忙のところ、福島議長においでいただいております。福島議長からごあいさつお願いいたします。



◎議長のあいさつ

○議長（福島正夫君） はい、改めまして、委員の皆様、こんにちは。第11回、本当に皆さん方には、大変なご尽力いただきまして、いよいよ執行部との打ち合わせというか、相談も、近々やられるようなことも聞いております。そして、今、委員長の方から3つの流れがあるという話があったのですが、これは、どの流れをとるか委員の皆様方の考え方ひとつで加須市議会もそういう流れになっていくと思いますので、どうか市民のためになる議会改革が出来ますようお願いいたしましてあいさつとさせていただきます。よろしく願いします。



◎開会の宣言・議会改革に関することの調査

○委員長（小坂徳蔵君） どうも、大変ありがとうございました。

それでは第11回議会改革特別委員会を開会いたします。委員会の進行は、委員の手元に配布してあります次第に則って進めてまいります。まず、報告事項から始めます。報告事項は加須市議会基本条例要綱案について、執行部との事前協議に関する内容でございます。前回、委員から事前協議の内容を知らせてもらいたいという意見がございました。そこで、先月26日付けで福島議長名と議会改革特別委員会の委員長名をもって市長に対し「議会基本条例制定に関わる執行部との事前協議について(依頼)」このような文書を提出しております。それが、資料1となっております。内容は前文と事前協議の内容に関し6項目を示しております。ポイントを、私の方から説明いたします。前文は、省略いたしまして全体6項目を示しているわけではありますが、1つは議決事件の追加であります。これは、これまで総合振興

計画基本構想及び都市宣言について議決をしてきたわけでありましたが、今度はそれを条例で確定していくと、また今後、この問題について、具体的な内容が出てくる可能性があるという内容であります。2つ目は反問権であります。これは前回は協議をしたわけでありましたが、また、本日も要綱案の中でご協議いただくのですが、これについて、いったい、市長部局としてどう考えるのかと、そのご意見を伺って、取り組んでいきたいというような内容になっております。3つ目は議会審議における政策情報の提示ということで、これは要綱案に載せてあるわけでありましたが市議会に政策情報の提示を示していただきたいという事をあらかじめ事前協議で質問し、という内容になっております。それから、4つ目は、閉会中の文書質問であります。これについては、この委員会を対象として文書質問を行っていくということであって、この点について、市長部局に事前協議を行っていくという内容にしてあります。それから5つ目は議会予算の確保の点であります。予算がないと議会の運営も出来ませんので、そのことについて、いろいろ、事前協議を入れたという内容です。それから6つ目はその他でありまして、これは議会及び委員の調査及び研究の関係で、この議会図書室は、たいへん狭い状態でありまして、これ以上はどうにもならないという状況であります。そのために市立図書館のレファレンスサービスを活用する。これについて、教育委員会の方に、こういうことを考えているということで、事前協議を申し入れていきたいということでありまして、一応、こういう内容で提出をしております。明日、事前協議を行う予定になっておりますが、結果についてはまた皆さんに、ご報告したいと思っております。以上がこの報告事項の概略であります。これは、あくまで報告事項であります。何かもし意見があれば承りますが、ないようですので、これで市長にも提出してありますし、現実には事前協議を行っていくという事でご了承したいと思っております。

それでは、協議事項に進みます。本日も委員相互による自由討議によって協議を行ってまいります。協議事項は、まず、加須市議会基本条例要綱案を議題といたします。前回、この条例要綱案について確認していただいた内容に沿って、要綱案の構成については前文と7章立てとし、その項目は31項目に整理しておきました。それが資料2の1及び資料2の2となっております。資料2の1が全体の部分で、細かい文章は資料2の2となっております。要綱案に関しましては、大まかなことを申し上げておきますと、前回、意見があった内容について整理してあります。主な修正内容は、後で詳しく説明しますので、4ページになりますが資料2の2、7番、障害者差別解消法の取り組みの問題について、いろいろ、ご意見いただきました。そういう関係から、この部分を、共に生きるという共生社会の推進というよ

うに変えております。それから、このページの一番下に意見交換の関係がありますが、これも文章を整理してあります。それから18番、これは6ページの関係です。18番の関係ですが、これは災害時における議会の対応、これは、この間ご協議をいただけてきましたので、そのことを踏まえて、整理をしたという内容になっております。さらに、7ページの関係がありますが、23番、これ反問権の関係なんです、前回、いろいろな議論をしてまいりました。ただその中で、それも含めて、この反問権に関しましては、二元代表制による地方自治制度は十分な議論を尽くして住みよいまちづくりを行うと、これが真髄となっております。その表現を踏まえて、その表現を質問等の論点の明確化というように修正してあります。詳細については江原局長から説明をいたします。それでは、まだ細かいこと、いろいろ多々あるんですが、詳細については江原局長から説明をいたさせます。資料2の3を含めて説明をお願いします。

○事務局長（江原千裕君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、それでは私、江原の方から加須市議会基本条例の要綱案、全体構成について及び加須市議会基本条例要綱案についてご説明をさせていただきます。大変恐縮ですけれども着席にて説明させていただきたいと存じます。資料の2の1をまず、ご覧ください。資料の2の1は先ほど委員長からお話がありましたけれども、要綱案の目次でございます。前回第10回の会議で配布した時の資料から修正を加えたところをアンダーラインで示してあります。まず、1ページ、第3章の7番、見出しを「障害者差別解消法の取り組み」から、「共生社会の推進」と変更させていただきました。次に同じ11番、見出しを「各種団体等との意見交換会、議会報告会」から、「市民との意見交換及び議会報告」と変更させていただきました。次に2ページ、第5章の22番、「議決事件の追加等」、ここは限定列挙していますので、「等」を削らせていただきました。23番、見出しを「反問権」から「質問等の論点の明確化」に変更させていただきました。第7章の30番、見出しを「改選後に条例研修」とあったのですが、それを、「一般選挙後の条例研修」と変更させていただきました。

続きまして、要綱案について説明させていただきます。資料の2の2をご覧ください。前回第10回の会議に出たご意見及びその後の検討を踏まえまして修正を加えたところをアンダーラインで示してあります。まず、1ページ、前文、最初の○の文章中、「埼玉一の米どころ」を前に持ってきてまして「平坦で肥沃な土壤に育まれた埼玉一の米どころ」と改めさせて

いただきました。同じく前文の三つ目の○の文章中、二つ目の○にも記述があります、地域資源の特性を活かしてというフレーズがダブっておりましたので、三つ目の○のフレーズを削りまして、「真の住民自治を定着させ新しい地域を自ら創り育てる」というふうに短くまとめさせていただきます。次に2ページ、第1章、総則ということで、章立てとさせていただきます。1番、目的、二つの○の文章がありましたけども、定めることによりと接続させまして一つの文章として、繋げさせていただきます。次に第2章、「議会運営及び議員の活動原則」と章立てとさせていただきます。3ページ、第3章「市民との連携・協働の推進」と章立てとさせていただきます。4ページ、7番、見出しを「障害者差別解消法の取り組み」から、「共生社会の推進」と改めさせていただきます。同じところ7番の一つ目の○の文章中で開かれた議会の前に市民という言葉を加えました。同じところ、「手話の普及活用を目指して」を「目指すとともに」に改めまして、また、「地域社会の実現」、これを、「共生社会の実現に努める」と改めさせていただきます。二つ目の○の文章中、ユニバーサルデザインの理念、わかりにくいというご意見がございましたので、その前に「すべての市民が快適に利用できるユニバーサルデザインの理念」と、言葉を加えて、わかりやすいようにいたしました。11番、見出しを「各種団体等との意見交換会及び議会報告会」から「市民との意見交換、議会報告」に改めさせていただきます。5ページ、第4章「議員の政策立案機能の強化」と章立てとさせていただきます。14番、見出しで「平成国際大学」とありましたが、固有名詞でありますので平成国際を削り「大学」とさせていただきます。16番、見出し、「会派の位置付け、会派設置に関する規定関連」から「会派の役割」に改めさせていただきます。なお、ここでいう会派には、政党に属する会派も含まれている解釈でございます。6ページ、18番、「災害時における議会の対応」こちらには、かつて二つの○の文章がありましたけども内容が重複しておりましたので、後の○の文章の方を活かしまして、最初の○の3行、そっくり3行、削らせていただきました。7ページ、21番、上の○の文章中、「市民の厳粛な信託を受けたこと」とあったんですが、「受けたこと」を改めて「市民の厳粛な信託を受けていること」と、現在進行形に改めさせていただきます、「自覚し」の前に「深く」を加え、「倫理性」の前に「高い」を加えさせていただきます。その文末ですが倫理性を持って、何に努めるのかわかりにくかったものですから「職務に精励する」と改めさせていただきます。第5章、「議会と市長等との関係」と章立てとさせていただきます。22番の見出し、限定列挙ということなので「議決事件の追加等」の「等」を削らせていただきました。23番の見出し、「反問権」から「質問等の論点の明確化」と改めさせていただきます。

した。これは、反問権という言葉が何でも最初から反対、あるいは敵対するというイメージが前面に出てしまいがちな印象を受けるため、ここでは、あくまでも、市民のために、同じ方向を向いて、論点を明確化する、議論するという意味合いですのでネーミングを改めさせていただきました一つ目の○の文章中、一問一答方式ですが、「本会議及び委員会における質疑及び質問」から「本会議での質問及び委員会における質疑」と改めさせていただきました。更に、文末を、「努めるものとする」から「努める」と改めさせていただきました。そして、二つ目の○の文章中、主語がわかりにくかったため、「市長等は」を前に持ってきました。そして、文末については、先ほどご説明した趣旨で「議論する（反問する）」と改めさせていただきました。続いて25番、8ページ25番の見出し、「文章による質問」を「文書質問」と改めさせていただいております。第6章、「議員定数及び報酬」と章立てとさせていただきます。27番、「議員定数」、こちらに四つの○の文章がありましたが、二つ目の○の文章、「議会は、議会の一般選挙の前に議員定数の改正について議論するものとする」と、一文あったのですが、こちらを削らせていただきました。これは、議員定数につきましては、今後、個別協議事項として取り扱って、具体的に協議するため要綱案から外したところでございます。次に第7章、「補則」と章立てさせていただきます。9ページ30番の見出し、「改選後に条例研修」と、あったのですが、これを「一般選挙後の条例研修」に改めさせていただきました。以上、要綱案の修正についてのご説明をさせていただきました。

続きまして資料の2の3のほうですが、県内市で既に議会基本条例を定めているところの反問権及び文書質問についての状況について調査しましたのでご説明をさせていただきます。資料2の3をご覧ください。網かけをしてある部分、反問権と文書質問について県内での基本条例を制定している16市の状況をご説明させていただきます。まず、反問権ですが、反問権を規定しているのは16市中14市でございます。このうち趣旨論点の確認までと制限しているところは、さいたま市、所沢市など10市、一方で制限していないところが秩父市、東松山市、幸手市など4市でございます。また、過去3カ年の反問権の行使状況ですが、14市いずれの議会でも件数は少なく、8市が全くない状況で、多い所でも1桁の件数という状況でございました。次に文書質問でございますが、文書質問の条項があるのは、16市中、所沢市と幸手市の2市でありまして、他の14市は文書質問の規定がございません。文書質問の規定がある2市において過去3カ年の回数は、2件、そして3件と少ない状況でございました。続きまして、もう一つの資料、県内市における議決事件追加の条文について、併せて説明をさせていただきます。資料の2の4をご覧ください。A4横長の資料でございます。

こちらは、2011年、平成23年、今から6、7年前ですけれども、地方自治法が改正されて、議決事件の範囲が拡大し、法定受託事務も含めて地方自治体において独自に条例で定めることにより議決事件の対象とすることができるようになりました。この条例での定め方は、大きく2通りありまして一つは、議決すべき事件に関する条例といった個別条例で、執行部が定める場合。二つ目が、執行部と協議したうえで議会基本条例に議決事件を定める場合がございます。また、この他、秩父市や所沢市のように個別条例で定めて、後から、議会基本条例でも規定している例もございます。資料の左側が個別条例で定めている自治体とその条例、そして内容。右側が議会基本条例で定めている自治体でございます。議決事件の項目は資料に記載してありますように各自治体によって、さまざまございまして、数の多いところ少ないところと、いろんな状況がございます。参考にさせていただければと存じます。以上でございます。ご検討、ご協議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。それぞれ資料について説明していただきました。とりわけ、この要綱案につきましては、前回いろいろ、ご意見いただきました。そのことを踏まえて整理、そして、文章を的確にしてあるということになっております。何か、質問や意見があれば挙手願います。ございませんか？

○9番（森本寿子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員。

○9番（森本寿子君） 前回の時に、4ページの「障害者差別解消法の取り組み」というところが、4ページの7番の「共生社会の推進」と直していただいて、大変、良いかなというふうに思いました。また文章的にも、全ての市民が共にということで、そういった文章になりましたので、変えていただいて、大変ありがたいことであります。あとは、8番の「広聴広報活動の充実」というところで、既に議会モニター制度を行っていかうということでありますので、これをどこかで、確保して、それを行っていくようなことも書いておいた方がいのかというふうに、思ったので、入れていただければというふうに思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。それは、今、言った議会モニター制度なんですが、5ページをご覧ください。5ページの15番。調査機関、附属機関の設置になっておりますが、議会は市議会モニター制度について研究し、うんぬん、というようなことで、一応、ここに記載してあります。これは、今の時点での内容ですので、今後、協議を踏まえながら、例えば条例素案の中で更に、明確にしていきたいと思います。15番に記載されてあるということでご承知ください。

○9番（森本寿子君） はい、承知しました。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） はい。先ほど、全体的な文章は、皆さんの意見を反映して、整理されているかなと印象を持ちましたので、前より良くなっているんじゃないかと、そこで一つだけ、先ほど、個別案件の協議ということも踏まえて、定数の問題が、定数の必ず議会中に1回、検討するという、その条文については削除したと、いう報告がありました。個別案件だから、これは全体で協議して、内容的には検討するんだという趣旨だと思うので、そのこと自身はいいんですけども、条例のその中身の文章として、その基本条例のその定数の問題の条例としては、その内容的なものは、やはり結論が下った段階でやはり、それは規定しないといけないんじゃないかなと、私はあえて思うんですけども、議論はこれからして、内容は決めるにしても、その条例の中身については、年度中に1度議論するってことについては、やはり、きちんと条例の中に加えることは必要なのかなということで、それも削除するという意味ではないでしょうか？先ほどの話では。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員、それは、私の方から申し上げます。これは前日も申し上げましたけれども、確か小勝副委員長の方から問題提議がありまして、いろいろ骨子を決める段階で、皆さんから、いろいろ意見出していただきました。それは、今、新井委員がおっしゃった定数の問題もあります。あるいは費用弁償等の問題、あと諸々の関係もあります。それについては、まずは、我々、基本条例の制定が第一なので、それは進めていきますと。その間を見ながら、それに合わせて協議をしていくということで、申し上げてありますので、それは、この間、出されてきた問題については、また、今後の審議状況を見ながら議題として皆さんにご協議いただくと、そのように、前日も申し上げましたし、それは変わっておりませんので、申し上げておきます。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） はい、もちろん、内容的には、今、言ったようなことで、内容の審議をするってことは、確認されていますから、それはそれで結構なんですけれども、最終的に条例の中身といった場合には、先程、省くことについて、省けないんじゃないかなと思っていて、そのところは、あえて言ったまでなんで、検討されればいいんです。

○委員長（小坂徳蔵君） で、もし、そこで、決定事項については、ここに8ページの27番に議員定数にありますように、議員定数は加須市議会議員定数条例に定めるところによることですから、定数条例、変わってくるわけですから、別に、これをいじくなくても、定数条例の方で変えていくわけですので、それは統廃合するとか考えておりませんので、大事な

ところですので、そこで変わってくることでありますので、ちょっと誤解の無いように、念のため申し上げておきます。それから、今後、この基本条例の要綱、条例素案の検討へと進んでいくわけなんですけれども、その時にまた、皆さんが、もし、気付いた点は、おっしゃっていただければ、それは皆さんの協議の中でまた、いつやっていくのかということもこれは、議論のひとつであると思いますので、そのように、お願いしたいと思います。その他、ございませんでしょうか？

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい、今日は要綱案の3回目にあたるわけですがけれども、この間、自由討議を経て、また改正して、また自由討議を経て、改正してということで、今回、3回目になるわけですがけれども、先ほどの説明を伺っておりまして、全体構成にしても、それから、各条文の改正点にしても、私は市議会の最高規範としての相応しい表現、また、項目になってきたというふうに説明を聞いていて思いました。そして、二つ目は自由討議の意見が、きちっと反映されていることになっていることも実感いたしました。あと、県内の反問権と文書質問の状況についても、資料を配布して、様子も説明があったわけですがけれども、例えば、反問権にしても設定しているけれども実際にはやっていないというような市もありまして、私たちは、決めるからには実行あるものにしていくことでは、やはり、現段階では質問の趣旨を確認することというふうに改めて確認をいたしました。この回数を経るごとに、内容的にも項目的にも充実して、最初、委員長が冒頭でお話していましたが、内容が充実してきたって、まさに、このことかなというふうに思っています。ご説明のあった点で、よろしいかと思えます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。他に、意見ございませんでしょうか？
いずれにしても、この間、もう11回にもなって、この問題については議論してきました。骨子の段階からです。本当に全くの白紙から、皆さんの出された意見だけをもとにして、ここまで作り上げたということでございます。それで、その都度、皆さんから出された意見については、修正をし、見直して、より良いものに作り上げてきたと思っております。他に、ご意見がもしなければ、本日、協議いただいたこの内容を持って、市議会基本条例の要綱は確定したいと思います。その後どうするのかということなんです、これは、今日ここで、ご確認いただければ、6月12日に、今月の12日に全員協議会が開かれる予定になっております。そこで、私の方から報告したいと思います。その後、また後で、この協議日程も、

お決めいただくわけですが、それから次回の、12回になるわけですが、今度は工程表、ご確認いただきましたけれども、今度は条例素案、基本条例素案、これの検討に入っていきます。ですから、今度は今は第何番となっていますけれども、今度は第何条、あるいは第何条の何項、第2項だとか、そういうことで、今度はまとめて、素案として皆さんにご協議いただくということになっています。それで、それと合わせて、それらをご協議いただいて9月議会まで、これをまとめて、それを今度は公聴会、さらには、その意見を踏まえて、今度は見直しを含めて、次は年を明ければパブリックコメントというところに進んでいく予定になっております。これは、前回、皆さんにお決めいただいた工程表、そのようになっております。ですから、これで条例がすべて終わりだということではなくて、とりあえず条例素案の前の段階の要綱として、まず、ここで、委員会として、特別委員会としては、一応、いいんだということにしていきたいと思えます。意義があれば、ご意見出していきたいと思うのですが。今日、皆さんにご説明いたしました要綱案、これで加須市議会基本条例の要綱ということで確定したいと思えますが、ご異議ございませんか？

（「はい。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。それでは今、お示ししました市議会基本条例の要綱をこれで、要綱として確定をいたします。先ほど申し上げましたように、この要綱については、「案」をとりますので、基本条例要綱ということで、12日に開催されます全員協議会で全議員に報告していきますので、ご協力をよろしく願います。それでは、次第に則って進めていきますが、今後の協議の方向については、ちょっと最後の方に回したいと思えます。

次は、個別協議事項の議題に移ります。まず、（1）市議会モニター制度（案）を議題いたします。前回も指摘をしましたがけれども、議会モニター制度は、市議会が市民の中から議会モニターを委嘱し、その意見を議会運営等に反映させ議会改革を進めること。これが目的であります。前回、来年度から議会モニター制度を導入することを決定いたしました。導入にあたって、加須市議会の要綱案となる用紙を資料3の1で、また整理して、まとめてあります。特に、議会モニターの職務については、範囲を明確にしてあります。あとで説明いたしますが、この議会モニターの職務はあくまでも、市議会の運営に関わる内容に限定してあります。したがって、市長部局の業務に関することは、全て除外してあります。あくまでも、

これは議会運営に関することでご意見を伺うということで、まとめてあります。ここが、これから説明するところの一番のポイントになっております。それでは議会モニター制度の資料3の1から資料3の2、資料3の3にあるわけですが、戸田議事課長から説明をお願いいたします。

○議事課長（戸田 実君） はい。委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） はい。失礼します。それでは、私、戸田の方から、次第の5番、個別協議事項の（1）、資料の3の1から資料の3の3までは関連がございますので、一括で説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。まず、資料の3の1の加須市議会モニター制度（案）につきましては前回、お示した案の一番の目的の最後に、なお書きを加えさせていただきました。具体的には先ほど、委員長の方からお話がありましたけれども、下線の部分になりますが、「なお、本制度は市長その他の執行機関に対する要望、提言、その他意見を聴取するものではない」と、したのですが、これは、先進地である戸田市議会におきましてモニターからいただく意見が、執行部に対するものが非常に多く含まれてしまいまして、大変、困惑、苦勞しているということを受けまして、改めてなお書きを加えまして、意見、要望は、議会運営に関するものであることを表現したところでございます。続きまして、資料3の2、戸田市議会モニター設置要綱に係る運用基準について、説明をさせていただきます。この基準は、当該要綱の運用の明確化を図るために運用に関する基準を定めたものでございます。この資料の、ホチキス止めの資料の最後に、以前、お示しいたしました戸田市議会モニター設置要綱、これを改めて、付けさせていただきましたが、この要綱の第3条第1項第1号及び第2号に規定する文章、文章の様式については、ホチキス止めの2ページ目、2枚目にあります、感想、意見、提言、疑問点この様式となっているというところで、基準を定めておるところでございます。以下、第4条の提出された提言等の処理は、戸田市議会においては、議会運営委員会で報告及び協議される点や第7条の定員及び委嘱に関し、公募による市民の定員は15人以内にするなど、運用基準で詳細について定めているところでございます。次に資料3の3、全国市議会における議会モニター制度の採用状況について説明をさせていただきます。こちらについても、冒頭、委員長の方からお話がありましたけれども、この資料につきましては、前回の委員会におきまして酒巻委員より県外のモニター制度の採用状況について、ご質問をいただいたところでございます。この内容につきまして、全国市議会議長会の調べによりますと、平成27年

12月31日現在、表の一番下段になりますけども全国の813の市のうち、モニター制度を採用しているのは、16市のみでございまして、率にいたしますと2%の状況でございます。ちなみに埼玉県内では戸田市議会の1市のみが採用しているところでございます。以上モニター制度の状況等につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございました。ただ今、説明した内容に関して、何か質問、ご意見おありでしょうか？あれば、挙手を願います。大内委員。

○8番（大内清心君） はい、意見とか要望ではないんですけども、今、全国のモニター制度の状況を見まして2%というところで驚いたんですけども、また、加須市はもう、本来に来年の4月からということなので、戸田市に次ぐ2番目の取り組みなのかと思ひまして、市民の声をしっかり聴いて、反映させていくというその姿勢を、しっかりと今後アピールをして、加須市議会は、こういうふうに行っているんだということを、どんどんアピールしていきたいというふうに思いましたので、この辺も、しっかりとホームページ等で訴えていただければなと思ひました。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。他に、ございませんでしょうか？

○7番（佐伯由恵君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 先の市民のアンケートで、市議会は市民の声を聴いていないとの声が44%あったということで、このモニター制度を導入することによって、議会として、その声を真摯に受け止めて、この制度で市民の声を聴いていくというようところが、本当に明確になるかと思ひます。また、その上に当たっては、職務の明確化を図るってということで、今回、なお書きをいれて、執行部に対する意見じゃないですよ、これは市議会に対する意見ですということで、改めて明確化することによって、委嘱を受けた市民としての役割をしっかりと受け止めて、市議会に対する声をあげてくれるんじゃないかなというふうに思ひました。職務の明確化って、本当大事だなというふうに先ほどの話を聞いていて思ひました。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。竹内委員。

○2番（竹内政雄君） はい、5番ですか、定員の方は10人ということで、それで、公募者及び推薦者・・・、なお議会モニター制度・・・これ、公募を優先するとかじゃなくて同時に進行するって意味でいいですか？

○委員長（小坂徳蔵君） 5番の関係ですね。4番、募集方法の関係、わかりました。これは、

まだ明確に、これだということは、まだ案の段階ですので、一応皆さんにお示ししたということですので、どちらを最初にやって、不足分をどうするかとかいうようなことは考えておりません。むしろ、竹内委員から、いろいろ、こうしたらどうだというような提案をいただいたほうが、具体的に進めていけるかなと思っております。一応、これは前回も申し上げていると思うのですが、公募した場合に例えば、10人に満たない場合もあると、ですから、一定程度の、この各種団体をお願いをして何人か、出していただいた方が、たぶん10人に、なるんじゃないかというのも、実は、戸田市議会の方からもアドバイスがありまして、それを受けて一応こういうことにしたということです。最初は、本当の最初は、応募だけでと言ったんですけど、どうもそれだけでは定員に満たない場合もでてくるのかなと、いうことで、両方、こういう形でやろうという、加須市議会の事務局職員の皆さんの知恵を發揮していただいて、一応こういうことにしたという事です。議員のところ、市民の負託に応えるというのが事務局職員の要望であり、それを実践してもらったということです。ですから、これからどうするかは、また、竹内委員、後で、いろいろ意見出していただければ、そのように、いろいろ協議の上で進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○2番（竹内政雄君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員。

○9番（森本寿子君） ち確認なんですけれども、決めたかどうか忘れたんですけれども、2番の職務のところ（1）の会議を傍聴し、ということであるんですが、うちの会議はすべて、平日に行われているんですけれども、そこに出られないと、このモニターにはなれないのかなって、ところで、この辺どういうふうに決めていたのか、ちょっと、忘れてしまったんですが、確認なんですけれども、どうだったでしょう？

○委員長（小坂徳蔵君） これは、森本委員、今まで、そのことについては、話し合っておりません。協議しておりません。ですから、これ、昼間の会議ですので、これ本会議、あるいは委員会があります、そこに来ていただいて傍聴していただくということですから、そのことを前提として、やはり、このモニター制度に応募してもらおうということです。別に、今、我々として、例えば日曜議会ですとか、夜間議会だとか、そういうことは、一切考えておりませんので、これは日中のそういう時間がとれる、やはりそこを前提にして、やっていただきたいということが前提になっております。ですから、当然、募集、応募いただくときは、そのこと、周知を図って、やっていくということでもあります。

○9番（森本寿子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） それで、全部を見なくてもいいという、全部の会議を傍聴しなくても大丈夫ということですよね。

○委員長（小坂徳蔵君） それは、森本委員、皆勤賞を、それは願うところなんですけれども、これは生身の体ですので、病気になったり、あるいは予定も入ってきますので、それは別に問いません。ただ、議会の運営について、市民の一人として、加味していきたいという市民の皆さん、多いに歓迎すると、いう立場かと思います。

○9番（森本寿子君） はい、わかりました。

○委員長（小坂徳蔵君） 小勝委員。

○5番（小勝裕真君） はい、議会なり、議員として市民の声を広く聴くようなこと大変重要ですし、広報広聴じゃなく広聴広報だと、こういう方向に今、いってますけれども、過日の議会改革のアンケート、あれは最後に個別意見が相当ありまして、今、戸田市の話もしていただきましたけれども、ここになお書きという事で、議会に対する、そういう意見を聴取するんだということ、こういうこと明記していただくこと、本当に、いいことだと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） それで、私が、いろいろ、この問題について考えるところ、出来た時これは、どう考えていくのかということなんですけれども、この議会モニターに関しましては、仮に執行部への要望があっても、議会としては、執行部には一切、それは、つながないと、それは、あくまでもモニター制度は議会運営に係るという問題だと、ですから、仮に意見がもし出てきたとしても、それは、議会としては執行部には一切触れないと、そのためになお書きを設けたと、そこは厳密に、混乱しないように明確にしていきたいと私は思っております。それ以上のことは、あとは議員各位の皆さんの理解によることだと思いますので、そんなふうに考えています。他にございませんか？もし、無いようでしたら、この方向に沿って、進めていきたいと思っておりますので、またこれは、協議進めていきますので、その都度、皆さんから、意見があればお示しいただきたいと思っております。一応この方向で、皆さんから、なお書きの部分も、ご賛同いただきましたので、このことを踏まえながら、進めていきたいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。

それでは、次は（2）の加須市議会版BCP、業務継続計画を議題といたします。市議会版BCPは、災害が発生した時に加須市議会が市民の代表機関として、人命救助をはじめ、災害復旧を及び災害復興対策などについて加須市の唯一の団体意思の決定機関として、その

職務と役割をしっかりと果たせるように、あらかじめ市議会の危機管理体制を整備し、危機管理対策を講じておく、これが目的であります。市議会が災害時の危機管理体制を整備するためには、災害時に市長を本部長として設置する災害対策本部とよく連携を取りながら取り組む必要があります。加須市では、加須市業務継続計画、いわゆる、BCPを策定しております。その内容を参考資料として委員の元に配布してあります。その、資料について、戸田議事課長から掻い摘んで説明をお願いいたします。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） 次に、個別協議事項の（２）資料の４の１から資料の４の３までは同じく、関連がございますので、一括で説明をさせていただきます。まず、資料の４の１の加須市議会版BCP業務継続計画の参考資料でございますけれども、こちらにつきましては、平成２７年５月に内閣府が策定した市町村のための業務継続計画作成ガイドにおきまして、業務継続計画の中核となり、その策定に当たって、必ず定めるべき、特に重要な６要素を表記したものでございます。左側（１）といたしまして、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制。（２）といたしまして、本庁舎が使用できなくなった場合の代替え庁舎の特定。（３）といたしまして、電気、水、食料等の確保。（４）といたしまして、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保。（５）といたしまして、重要な行政データのバックアップ。（６）といたしまして、非常時優先業務の整備。の以上６要素であり、詳細については右側に記載された内容の通りでございます。次に資料４の２、及び資料４の３の加須市業務継続計画、これは、《震災対策編》と《風水害対策編》に分かれております。これについて、説明をさせていただきます。本計画は、それぞれ市におきまして平成２８年８月に策定されたものであります。それぞれの中身の内容の詳細につきましては、割愛をさせていただきますが、いずれにいたしましても、加須市における自然災害として想定されます、震災への対策、及び風水害への対策について先ほどご説明いたしました業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な６要素が計画の中にそれぞれ定義付けられているものでございます。業務継続計画等につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。これは、あくまでも、市の業務継続計画と連携を図りながら市議会版BCPを策定しなければならないということで参考資料として、皆さんに配布をしました。あまり、これはどうなんだと言われても、一応、参考資料

で、これ、配布したもので、詳細については、当惑しますので。もし何かあればの話なんです。はい、新井委員。あまり難しい質問は・・・。

○3番(新井好一君) いや、難しい質問じゃなくて、これは、去年の8月つくったとなってるんだけど、これは配った？この内容については、配りましたか？はじめて見たんですけど。はじめてだよねえ？出来ているのなら、それはそれでいいんだけど。

○委員長(小坂徳蔵君) いずれにしても、去年の8月ですから、まだ、半年・・・。

○3番(新井好一君) その確認だけ、ちょっと、正式にはどうなのかなというふうに。

○委員長(小坂徳蔵君) まだそこまで、一応作ったけども、執行部の方でも危機管理の方でもこれをちゃんと運用出来るようにしないといけないんで、議会までというところまで、たぶん、及ばなかったんじゃないですか。一応、ですから、議会としてはそういうことで市議会版BCPを作るので、いち早く、そういう連携という話もありましたので、一応、資料を皆さんに、お渡ししたということです。ご覧になって、また、こういうことが必要じゃないかということがありましたら、またこれは引き続いて協議していきますので、その時ご意見を出していただければと思います。よろしいですか？これは。

(「はい」という声あり)

よろしくをお願いします。それでは、先に進みます。次は(3)の加須市議会市民公開研修講座を議題といたします。この件に関しましては、講師が決まりました。日程も調整が終わっております。その内容は、資料5に掲載してあります。それでは戸田課長から説明をお願いします。

○議事課長(戸田 実君) はい、委員長。

○委員長(小坂徳蔵君) 戸田課長。

○議事課長(戸田 実君) はい、それでは、次に個別協議事項の(3)加須市議会市民公開研修講座につきまして、ご説明をさせていただきます。資料5番の記載の通り、まず、日時につきましては8月22日の火曜日、午後1時半から3時までとしております。これについては、講演とその後の質疑応答も含めて1時間半の内容でということで講師の先生の方にはお願いをしているところでございます。場所につきましては、全員協議会室。3番の演題につきましては「地方自治法70周年と地方議会の課題について」当初、仮称ということで、先生にお願いをしたところ、この通りで結構ですよということで返事をいただきまして、ただ内容につきましては、多少、脱線をするかもしれないということで、先生からお話をいただきました。その講師、先生でございますが、平成国際大学法学部教授浅野和生先生、この

先生につきましては、2年前加須市が4区議長会の会長市であった時にパストラルかぞで、講演をいただいた浅野和生先生でございます。5番の対象者につきましては、加須市議会議員28名、及びこの我々、議会事務局職員4名、それと一般市民20名程度、これは、後ほどお話ししますが、事前申込制という形を取らせていただきたいと思います。6番、目的、内容でございますが、事務局の方で、ちょっと簡単に先生に依頼するに当たって、取りまとめたものでございますけれども、現在、加須市議会では市民に信頼され開かれた議会を目指すべく議会改革特別委員会を設置し議会改革に取り組んでいるところであります。当研修では、議員の政策形成、立案能力及び議会機能の向上に資することなどを目的に先行き不透明な政治経済情勢や人口減少社会の到来など、地域社会を取り巻く環境の著しい変化の中で、今後の地域づくりや地方議会の果たすべき役割、今後どうあるべきかの課題、及び解決策等について、講演いただくものであります。なお、本研修は、市民に開かれた議会の一環として一般市民にも公開することとし、市民公開研修講座として実施します。一番下の20番にありますように、なお、市民の皆様への周知方法につきましては、8月1日に発行する市報かぞおしらせ版になりますけれども、こちらの掲載と合わせまして、市のホームページ及び市フェイスブック等により、広く周知を図ってまいりたいと思っております。これにつきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。今、話を聞いておりましたら、6番の目的、内容は、全くこの通りでよろしいんじゃないですか？

（「はい」という声あり）

これで進めていただきたいと思います。それでは日程、一応、講師の先生も決まりました。先ほど、説明がありましたが、もし、意見がありましたら、挙手願います。はい、大内委員。

○8番（大内清心君） はい、目的、内容も素晴らしく、わかりやすく書いていただいておりますので、本当に聞きたい内容かなというふうに思いました。市民の方が、20名程度ということなんですけれども、万が一、30名とかになってしまった場合は、抽選なのか先着順なのか、又は会場を大きくして受け入れるのか、その辺の考え、もしありましたら教えていただきたいのですが

○委員長（小坂徳蔵君） これは、一応、会場は、ここに書いてありますように、やはり議会の研修ですので、一番広い部屋というと全員協議会室という事になると思います。それで、20名ということなのですが、若干名、人数増えることについては対応できると思います。例えば30名だとか40名だとかいった場合の関係なんです、そうなることを希望はした

いんですけれども、その場合には、これは、やはり先着順になるのかなって、あくまで、先着順になるのかなって、また抽選だとかになると、またいろいろ、運、不運が、ございますので、これは、あくまでも先着順としたいと思いますので、それで、ご了承いただきたいと思ひます。はい、大内委員。

○8番（大内清心君） はい、わかりました。出来るだけ多くの市民の方に聞いていただきたいと思ひたので、あまり宣伝して集まりすぎてしまつて、良いのかどうかということも、あったんですけれども、一応先着順ということで、早く申し込んでくださいということで、依頼していけばいいのかなと思ひたので。

○委員長（小坂徳蔵君） もし万が一、例えば、定数を大幅に超えた場合には、もう締め切りましたという事で、ホームページ等で、これは、即、周知しますので、その時点で、即、定員になりましたと、締め切りましたということで、ホームページに掲載しますので。他にございませんでしょうか？

○7番（佐伯由恵君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい、目的、こうあります。やはり、市民アンケートなんですけれども、議会の改革で必要と思われることは市民から出されましたけれども、議会に対してと議員に対してと二つの面でも出されましたけれども、いずれにしても、もっと議員は政策能力、監視能力を深めて研鑽を積んで欲しいとか、議会の監視能力、政策能力を一層發揮して、拡充して欲しいという声が多かつたわけなんですけれども、これに対する、即、実践に移していくというのがこの、公開研修講座だと思ひています。これをやることによって、議会力、議員力、この間、定義付けましたけれども、それを高めていくということと、それから、私もう一つの実践が、ここには含まれているのではないかなと思ひているんですけれども。大学との連携ですけれども大学のいろいろなこの教授の専門的な知識を市政に活かす、市議会に活かすということでは、その実践でもあるかなというふうに思ひます。二つの点で、この研修講座、公開研修講座は大変、意義のあるものだと思ひています。この立場でやっていただけたらと思ひます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。これは、今回の議会改革の中で大学生の100人に対しアンケートを、この平成国際大学にご協力いただきまして実施をいたしました。それで、今回、平成国際大学の浅野先生に、ご承諾いただきまして、こういう研修も出来るということになっております。こういうことを通じながら、先ほど、基本条例の要

綱にありましたように大学との連携、これを進めていきたいと、そういう願いも込めながら、ですから、要綱の内容に沿って、加須市議会としては現在、実践中だと実行中だという事になるかなと思います。よろしく願いいたします。他に、ございませんでしょうか？無ければ、これで、この内容で具体的な事務については江原局長以下議会事務局の職員が対応していきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議事を先に進めます。次は、(4)平成28年度政務活動費の公表を議題といたします。本件に関しましては、市議会と議員活動の透明化を図る見地から政務活動費については領収証を含め、ネット公表をすることを決定しております。議会事務局の方で、ネット公表に当たって対応を検討をしてきましたけれども、その内容がまとまりました。それが資料6になります。この件に関しては、江原局長から説明をいたします。江原局長お願いします。

○事務局長（江原千裕君） はい、それでは、平成28年度政務活動費の公表について資料6についてご説明をさせていただきます。資料の枚数が多いものですからクリップ留めをさせていただきますいております。政務活動費の公表につきましては2月10日、第6回議会改革特別委員会におきまして骨子案の検討をされている中におきまして、政務活動費について、ご意見が協議されまして平成28年度分から公開するという方向性が決定した経過がございます。今回、資料として、皆様のお手元に配布したものは、市のホームページで公表する際、このような見た目のイメージになりますという資料でございます。まだ、アップはしておりません。アップは止めてある状況でございます。市のトップページから市議会というボタンをクリックしていただいて政務活動費というボタンをクリックしますと、このページに出てくるような作りになっております。説明をさせていただきますと、まず、政務活動費についての説明を最初にさせていただきます。政務活動費は議員の政策立案能力の向上及び調査研究、その他の活動並びに議会の活性化に資するために必要な経費の一部として交付されるものです。本市では、会派に対して議員一人当たり月額1万2千円を交付しています。ここでいう会派は条例により所属議員1名も含まれております。次に政務活動費を充てることが出来る経費ということで条例第5条の別表を引用しております。項目として、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、資料作成費、資料購入費の項目がございます。その下にアンダーラインで示しております条例、加須市議会政務活動費の交付に関する条例、そして加須市議会政務活動費交付に関する規則と、ありますが、このアンダーラインをしているところをクリックしますと、次に資料としてあります条例の条文、規則の条文が示され

るといような作りになっております。その下の表ですが平成28年度の政務活動費の収支状況、これは、全体の状況一覧表でございます。会派（所属議員数、新政会、創政会、公明党加須市議団、民進党加須市議団、日本共産党加須市議会議員団、無所属、合計ということになっておりまして交付額、支出額、返還額といった表としております。こちらの表の下に平成28年度政務活動費収支状況（詳細）というアンダーラインで示した言葉がありますけれどもこちらをクリックしますと、お手元の資料でA4横長の平成28年度政務活動費収支報告一覧、詳細支出項目別という、ワンペーパーの表が出てくるような作りになっておりまして、こちらは、会派ごと、そして収入支出の項目ごとに、さらに詳細な全体の収支報告状況ということになっております。続きまして、また、元に戻っていただきまして、その下に収支報告書の公開という項目がありまして、加須市議会では政務活動費の適正な運用に期すとともに、使途の透明性の向上のため政務活動費に関する収支報告について、領収証も含めて公表します。平成28年度分について詳しくは下記ファイルをご覧ください。その下に、新政会、創政会、公明党加須市議団、民進党加須市議団、日本共産党加須市議会議員団、無所属ということで、こちらにもアンダーラインで示してあります。このアンダーラインで示してある言葉をクリックしますと、お手元の資料にありますようにこちらは、PDFでコピーが画面上に出てくることになっておりまして、例えば、新政会ですと最初のページに平成28年度政務活動費収支報告についてという報告書の頭紙がきまして、その次に収支報告書、実際提出いただいた文書が出てきます。さらに、ページを進めていきますと、明細書だとか領収証の写しが出てくるようなページで、つながって出てくるような作りになっております。これを会派ごとにこのような形で、同じような形で収支報告書、その後に明細書があったら明細書、そして領収証というように出てくるような、そういうページの順番で示す予定で考えているところでございます。それぞれの、各会派の収支報告書それから領収証等については、提出いただいた、そのまま原本をコピーしてPDF化しまして、ホームページに公表させていただくというような形を考えているところでございます。先ほど、少しご説明が漏れましたけれども、ちょうど、平成29年2月17日、この時期に全国市議会議長会の方でも政務活動費の透明性の向上に関する決議がされておりますことを、申し添えさせていただきます。説明は以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、どうもありがとうございました。これは、全国市議会議長会で決議を上げて、それが、各市議会の議長あてに通知が来たという内容であります。これは、過般、本委員会では協議いたしまして、決定して、議会事務局で苦勞しながら、細目などを検

討して、ここまで整ったということでございます。あくまで、会派の責任のもとで提出して、それを市民にネット公開するという内容であります。皆さんの、これで、これがそっくり、今の内容がそっくり、要するに市議会のホームページに、これが掲載されるということになっております。皆さんのご了解をいただければ、これで即、アップするということになりま
す。アップするのは、いつぐらいになる予定ですか？

○事務局長（江原千裕君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、予定では6月の中旬以降を考えているところでございます。

○委員長（小坂徳蔵君） お聞きの通りです。これは、既に決定事項ですので、これで進めますので、ご了承ください。どうしても嫌だと、反対というのがあれば、ですけど・・・よろしいですか？

（「はい」という声あり）

○委員長（小坂徳蔵君） これで6月中旬以降、公表しますので、あらかじめ、ご了承ください。各会派の皆さんにも、この旨、周知をよろしくお願いいたします。それでは、一応、議題は終わったんですが、ここで、委員会外議員の発言に移ります。これまで、議題に関しまして、傍聴している議員の中で発言を希望される方はおられるのでしょうか？挙手を願います。特段、ないようですので、以上を持って委員会外議員の発言は終了といたします。それでは最後に、後回しにしました、今後の協議の方向についても議題といたします。今月15日から第2回定例会が開会いたします。そこで、次回の委員会は定例会の閉会後に予定したいと思
います。出来れば、次回委員会、これは第12回の委員会になりますけれども、来月7月の13日、木曜日です。午前9時30分から第1委員会室で開きたいと思
います。もう一度申し上げます。来月7月13日、木曜日、午前9時30分から開会したいと思
います。これでいかがでしょうか？

（「はい」という声あり）

はい、ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。次回の委員会からは加須市議会基本条例の素案、今度は素案になります。これの検討になります。更に市議会関係の条例や規則、規程がありますが、この例規の統廃合と整理が議題となります。問題は、この例規の整理は、ほんとに各例規間の精緻が、きちんと整うように進めなければいけないので、これは本当に、専門的な知識が求められてまいります。そのために、執行部との事前協議の協力をお願いしてありますけれども、それを踏まえながらその都度、本委員会でお示

しをして皆さんにご協議をいただいて、一つずつ決めていくという段取りになろうかと思えます。もちろん、個別協議案件の議会モニター、市議会BCP、もう少し、この間まとめまして、少し議論になるような形にでも進めていきたいと思えます。だいたい、次回の、第12回の委員会は、今、申し上げた内容が議題となりますので、ご承知おきください。じゃあ、よろしいですか？

（「はい」という声あり）

○委員長（小坂徳蔵君） はい。大内委員。

○8番（大内清心君） 確認なんですけれども、次回13日、7月13日で、基本条例素案に入っていくということなんですけれども、当日の会議の資料というのは当日・・・。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、議会が2週間ぐらい。準備で今月いっぱいには議会ということで、そうすると議会の処理が事務局が少なくとも1週間か10日くらいはかかります。これは。そうしますと、そうすると、これ13日ですので、それから、その前に4区議長会の研修会もあります。その準備もしていかななくてはけません。そうすると、大変、この、いつも言っているんですが、超少数精鋭主義でやっておりますので、そうやりたいのは、事前に配布したいのはやまやまなんですけれども、それは多分、無理だと思います。もう事務局が残業しながら、持ち帰りはして無いとは思うんですけれども、そういうことでやっていますので、ただ、条例素案なんですけれども、これ、要綱に、今度は条文を付けると、第1条だとか、今度は、1番、2番だとかになっています、これに第1条、第2条、第3条というふうに番号に条を付けていきます。それで○になっているんですけれども、その○が第1項、第2項になってきます。もちろん、そうすると、また、不要な文言はまた、外さなければいけないということになっていきます。そういうことになってきます。表現をこれから内容を大きくは変えるようなことはありませんので、内容を変えるときは、皆さんに、ここで意見出してもらって、協議が整ったものを、直していくということにしてありますので、大変申し訳ないのですが、出来ましたら、出されたものでなくて、こうして欲しいと、中身の問題で、いろいろ提案、そういうことをいただいた方が、より、また次に、活かせるかなと思えます。大内委員の気持は大変、私も胸に染みるんですけれども、今の体制ではちょっと無理だと、今日も本当に、これだけの資料を議会運営委員会とか代表者会議の合間を縫って、ようやく、ここまで仕上げたということで、ご了承いただきたいと思えます。すみません、よろしいですか？それでは本日の委員会は、いつもと比べるとちょっと短いのですが、中身となるや相当、内容が濃密で、大変、内容のある協議だったと思えます。本日の協議内容に

については特別委員会通信第10号を発行いたしまして議員各位に配布し、市議会ホームページに掲載いたします。前回の委員会の通信は、当日に市議会ホームページに議会事務局の皆さんに頑張ってもらってアップしてあります。当日、周知するというので、大変、気合を入れてやっていただいております。協議内容については所属する会派内の議員に周知されるようお願いいたします。

◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） それでは本日の議事は、すべて終了いたしました。散会に当たり小勝副委員長からごあいさつをお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） 本日も自由討議ということで、熱心に協議いただきまして、本当にありがとうございました。明日、執行部との協議がございますので、委員長を通して、後ほど報告があると思うんですけども12回は7月13日ということでございますので、よろしく申し上げます。以上でございます。



◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございました。それでは散会といたします。大変、ご苦労さまでした。

散会 午後2時18分

